

平成 16 年(ヨ)第 22093 号

仮処分申立て事件

債権者 日本放送協会

債務者 (有)エフエービジョン

平成 16 年 8 月 12 日

東京地方裁判所民事第 40 部 2 係 御中

債務者代理人弁護士 春日秀文

## 答弁書

### 申立ての趣旨に対する答弁

債権者の申立てを却下する  
との裁判を求める。

### 申立ての理由に対する答弁

(乙 1・陳述書)

#### 第 1 第 1 被保全権利について

##### 1 1 について

(1) 認める。

(2) 設立年月、有限会社であることおよび「録画ネット」との名称でビジネス展開していることは認め、その余は否認する。「録画ネット」サービスの内容は、テレビ受信チューナー付パソコンの販売および販売したパソコンのハウジング

サービス（寄託、インターネット接続、保守）である。パソコンオーナーが、何時いかなる番組を録画しているかは債務者は全く関知していない。

## 2 2について

### (1) (1)について

アについて

冒頭から3行目末尾までは否認する。

「録画ネット」サービスは、上述のとおり海外に住む日本人にテレビチューナー付きパソコンを販売し、そのパソコンを預かり、インターネットに接続し、保守することを内容としている。同サービスの実体はパソコンの所有者がパソコンを利用するとのサポートに尽きる。著作権との関係では、パソコン所有者がテレビ番組を複製しているに他ならない。そして、自己所有パソコンをインターネットを介して遠隔操作して私的使用目的でテレビ番組を録画することは、私的使用のための複製（著作権法30条1項柱書）として適法である。このことを前提とすると、かかる適法行為をサポートした行為が違法と評価されることはありえない。仮にこれが違法だとしたら、テレビチューナー付パソコンの設置サービス自体が違法となり、パソコン販売店が行っている設定サービスも違法であるし、街の電気屋がテレビとDVD機器を買主宅に配達し設置することも違法となる。さらに後述するが、ソニー・シャープといった大メーカーが遠隔操作でテレビを録画し観賞する機器を大々的に販売しているが、パソコンを遠隔操作してテレビ番組を複製することが違法だとしたら、これら新製品は、違法にしか利用できない機器ということになってしまう。

4行目から13行目末尾までについては、認める。

ただし、「利用者」は、パソコンの「所有者」であり（以下も同じ）、このことは何よりパソコン購入者自体がその旨認識している（乙2・陳述書「録画ネットお客様各位」、乙3の1～37・パソコン所有者の陳述書）。（なお、日本放送協会の関連会社「日本語衛星放送」も日本で録画したビデオテープを外国

に送付し複製することが適法であることを前提としている。乙4・テレビ生活をより楽しむためのヒント)

14行目から18行目末尾までについては、債務者がパソコンを販売してそれを預かっていることは認めるが、にもかかわらず債務者が複製しているとの主張は争う。債務者は申込者に対してパソコンを一台づつ販売している。販売したパソコンには所有者の名前および電子メールアドレスを貼付して保管している(乙5・サーバーの写真)。さらに、所有者がパソコンの返還等を希望した場合は、これを返却することになっている(乙6・契約書(第6条)、乙7・サービスの解約について)。実際ハウジングサービス終了時に返却した事実がある(乙8・宅急便請求書)。また、預かっているパソコンについてオーナーから個別的に修理などの依頼がある(乙9・電子メール)。

イについては認める。

## (2) (2)について

冒頭の2行のうち、別紙1のとおり接続されている旨の主張は否認する。別紙1は事実と反する。

債務者は、別紙1「本件サービスのパソコン機器の配置図」のとおり接続している。すなわち実際にはホームページサーバー・死活監視サーバーと、預かっているパソコン群とは回線が異なっている。このように、ホームページサーバー等はインターネットと直接つながっており、他方、預かっているパソコン群も直接インターネットとつながっている。そのため、ホームページサーバーと預かっているパソコンは同じ屋根の下に設置される必要性は全く無い。

ア、イ、ウ、エ、カ、キおよびクは認める。

ただし、アについては、以下のとおり補足する。

### ① 販売されているパソコンの大部分はテレビチューナーつきであること

現在市販されているパソコンの大多数は、テレビチューナーを搭載し、テレビ番組を受信し複製する機能を具備している(乙10・パソコン量販店のチラ

シ。「TVチューナー」の白塗りのマークご参照)。

② テレビチューナー付きパソコンにはテレビ番組簡易録画機能が付いていること

市販のテレビチューナー付パソコンには、当然だがテレビチューナーを制御し映像・音声を表示等するソフトがインストールされている。のみならず録画ソフトウェア(テレビチューナーで受信した音声と映像をハードディスクに動画ファイルで保存するためのソフトウェア)が同梱されている。この録画ソフトウェアは、録画予約の手間を省くための便利な方式(iEPG, EPG, G コード等)に対応している。

③ パソコンを遠隔操作することが広く普及していること

広く頒布されているオペレーティングシステム例えば Windows XP Professional では、インターネットを介して遠隔地にあるパソコンをあたかもそのパソコンが手元にあるかのように簡単に操作する機能が具備されており、自宅や会社のパソコンを外出先からコントロールすることはパソコンの利用方法の一つとして広く普及している。Windows ではこの機能をリモートデスクトップ接続と呼称している(乙11・Windows XP Professional ヘルプとサポートセンター)。また、この機能が具備されていないオペレーションシステムにも、安価もしくは無料のソフトウェアをインストールすることにより同一の機能を獲得することができる(乙12・リモートコントロールソフト)。

④ インターネットを介して遠隔操作でテレビ番組を録画し手元のモニターで楽しむことに特化した機器も大メーカーから次々と発売されている(乙13・エアボードカタログ、乙14・エアボードウェブ記事、乙15・エアボード雑誌記事、乙16・ガリレオカタログ)。

才については、6行目「したがって」から末尾までは否認し、その余は認め  
る。債務者が録画ネットウェブサイトを運営し、同サイトにアクセスして初め  
てパソコン所有者がテレビ録画できないようにしている理由は以下の通りであ

る。

### ① 不正アクセスの防止・早期発見

ホームページサーバーを経由させることにより、預かっているパソコンに対するアクセス記録（ログ記録）を一括して債務者が把握することができる。これにより不正アクセスの実態早期把握およびその対策の迅速化が図られる。また、債務者のシステムによると、同一時期に特定のパソコンに複数のアクセスがあった場合、後のアクセスを生かす処理になっている。これにより所有者が不正アクセスに気付く可能性が大きくなるとともに、自らの ID 等の保管に慎重になることが期待できる。

債務者がこのような方策をとるのは、違法複製を防止するためであり、債務者はまさに放送局のコンテンツを尊重しているものである。システムの詳細については別紙3「多重ログイン防止機構の仕様」ご参照。

### ② 伝言の徹底

パソコン所有者が確実に録画ネットウェブサイトを閲覧することにより、故障などの緊急連絡やチューナーの追加販売といった宣伝を確実に行うことができる。

### ③ アクセス回数の確保

同ウェブサイトに海外在留邦人が常時多数アクセスする実績ができると、同ウェブサイトを海外在留邦人の交流の場として機能させることができる。例えば添付する広告が効果的になるし、アンケート等による意見集約も期待できる。債務者は、「録画ネット」を端緒に海外在留邦人のコミュニティ形成を企図している。

かように、ホームページサーバーは、本件サービス全体を管理し、司っている機器ではなく、不正防止機能および伝言版機能という補助的な役割を負っているに過ぎない。

なお、債務者にとっては、裁判所の仮処分決定により録画ネットビジネスが

一時的にも停止することは倒産を意味する。それゆえ、仮にホームページサーバーの認証を経由して録画するという仕組みが複製行為の主体の認定にかかわるというのであれば、即刻（48時間以内）同認証不要とする方式に変更する用意がある（別紙2）。

クについては、この機能はハウジングサービスとしては当然の機能である。なお、この機能故に複製行為の主体と認定されるのであれば、即刻この機能は停止する（別紙2）。

### （3）（3）について

⑥は否認し、その余は認める。

別紙2⑥「転送・保存先の確認」のページに、転送・保存確認画面が重ねて表示されている。そして、同画面には

発信元：www.6ga.net(61.120.62.25:80)

との記載されており、同別紙ではわざわざそのとおり記載がある旨緑色の四角の上に転記し、発信元が録画ネットであると強調している。

しかし、この別紙2⑥は明白な捏造である。

すなわち、実際にはパソコン群が接続されているルーターのIPアドレス（291.123.104.154）が表示される。債権者が発信元として記載しているIPアドレスおよびポート番号は、「お試し」サービスの場合のものである。債権者は、契約者の協力を得て本件サービスの流れを画面を追ってプリントアウトしながら、敢えて⑥画面に「お試し」でしか現れない録画ネットが発信元になる画面を被せている。

### 3 3について

#### （1）（1）について

冒頭から6行目末尾までについては、「形式面を捉えて」との点を否認し、その余は認める。

7頁2行目から末尾までは争う。カラオケの判例やファイルローグ事件の場

合と異なり、本件では顧客の複製行為自体は適法である。

(2) (2)については否認する。

繰り返すが、債務者のサービスはパソコンの売却、その保管、保守であり、購入者はこれらを望んでおり自ら買ったパソコンの保管に保管料を支払っている。すなわち、上述のとおり、インターネットを経由してパソコンを遠隔操作してテレビ番組を録画・観賞することはもはや常識となっている。これを促進するウェブページ（たとえば「テレビ王国」）や、パソコン画面で簡単に番組指定等を可能とする方式（たとえば iEPG 番組表）がスタンダードになっている。しかし、パソコンは、今のところテレビ、冷蔵庫、洗濯機等に比べるとリーズする等、動作が若干不安定である。また設置もこれらの機器に比べると慣れないと多少面倒である。ここにパソコン設置・保守のビジネスマーケットが存在している。すなわち留守宅の家族や友人にパソコンの保守を頼むことがわざらわしいと感じるオーナーが存在する。そこで、債務者はパソコンの機能の一つであるテレビ番組録画という側面に特化してパソコン販売、保守のマーケットに参入したものである。債務者は既存の製品と既存のサービスのそれぞれの一部を取り上げて組み合わせてニッチ市場を見つけ出したのであり、それゆえ新たに複製事業を行っていると評価される実体はどこにも無い。

(3) アは認める。ただし、今後は新たにテレビパソコンの販売のみ、さらに自宅等への設置サービス事業にも力を注ぎたい。

イについては認める。

ウについて

(ア)は認める。パソコン本体および保守のコストを低く抑えるために視聴できる放送局を選択した帰結である

(イ)については、末尾の2行は否認し、その余は認める。

集合住宅、テナントビル等ではブースターを用いて画像の質を維持しているが、だからといってビルオーナーが放送を供給したことにはならない。同様に、

債務者が放送を供給しているわけではない。

(ウ)については、テレビ局が仕様により限られているという点は認め、その余は否認する。

工は認める。ただし債務者が本件サイトへのアクセスを要件としているのは上記のとおり①伝言の徹底、②不正アクセスの防止、③アクセス回数の確保を意図している。

オは認める。なお、テレビチューナー付パソコンを販売し保守している債務者が、テレビ録画のために世の中に広く知れ渡っている方策等をユーザーにお知らせすることは販促行為として非難される理由は皆無である。

力は否認する。

#### (4) (4)について

債務者は、パソコンをまず販売している（債権者はこの点を何故か摘示していないが）。パソコンの価格は、仕様ごとに値段は変わっているが、直近の販売においては1機種を619米ドルでリリースしており、同パソコン販売にあたっては債務者はその仕様等について購入希望者向けに丁寧に解説している（乙17・補欠リリースのご案内）。同販売により利益が発生する。なお、有名メーカー製のパソコンを揃えて販売・預かりしてもサービスは同一に可能であるがパソコン代金が高額であるため、債務者は廉価なパソコンを売っているものである。その後、同パソコンを預かることにより保守費用が発生する。

(5) (5)については、債権者が別紙放送目録の番組の多くの著作権を保有していることは認め、その余は争う。

#### 4 4について

##### (1) (1)について

アについて

否認する。複製行為の主体は繰り返すがパソコン所有者であり、債務者は複製することで利益を上げているわけではない。現在、市販のパソコンで世界中

のどこからでも番組録画・視聴は可能となっている。そして、海外在留邦人が日本国内に自ら所有するパソコンにインターネットを介してアクセスしテレビ番組を個人的に使用することを目的に複製することは 30 条 1 項柱書により認められるはずである。とすると、海外邦人はパソコンを買えば日本のテレビ番組を楽しむことができるるのである。つまりインターネットを利用することにより個人的使用目的複製の時間的・場所的範囲自体が拡大しているのである。

仮に債務者がテレビチューナー付パソコンを販売し、保守する行為が「ただ乗り」行為だとしたら、電気屋がテレビを販売して利益を上げる行為もまた「ただ乗り」行為である。

#### イについて

債権者が債務者の行為により甚大な損害を被っていることは否認する。債務者は現在約 250 台を預かっているに過ぎないからである。

なお、仮に将来「録画ネット」が債権者らの商売に多少なりとも影響を与えるとしたら、その原因は債権者らの企業努力が足りないことのほか、本質的には DVD 販売等という商売の方法が時代に取り残されたからである。債権者らの一部はこのことに気づき有料配信サービスのテストを行っているとのことである。このサービスが実現化すれば債務者とは商売仇の関係になるがいずれも適法なビジネスであり、有利、不利は顧客の選択に委ねられている。

なお、債務者は平成 15 年 9 月から債権者日本放送協会と接触し寄託中のパソコンの台数とおりの受信料の支払いを申し入れているが、同債権者はこれを受け取らず現在に至っている。

#### ウ 否認する。

#### (2) (2)について

冒頭から 5 行目末尾までは認め、6 行目から 21 行目末尾「なってしまう。」までは不知。その余は否認する。

日本国内にテレビチューナー付パソコンを設置している者も当然視聴者の一

員として尊重されなければならない。ところが債権者らはこれら海外に滞在している視聴者の法的権利（私的複製できること）を無視している（ことに債権者日本放送協会はパソコン所有者から受信料を受け取らないという差別的仕打ちを継続中である）。債権者はこれら視聴者も視野に入れて海外のコンテンツホルダーと交渉することが不可欠である。優良なコンテンツ入手できないとしたら債権者らの力不足が原因である。パソコン所有者の権利を犠牲にしてコンテンツを安く買い入れようという意図自体が不法であるとともに虫が良すぎるるのである。

### (3) (3)について

現在、本件サービスの規模が未だ大きくなことは認め、その余は否認する。

当然であるが、裁判所が判断すべきは債務者が債権者の複製権を侵害しているか否かである。

債務者のサービスの適法を判断するにあたって債務者サービスの増大により発生する債権者の損失を考慮せよ、との主張はまさに本末転倒である。

### 5 5については争う。

## 第2 第2について

1 1については否認する。仮に被保全権利の疎明があったとしても、そのことが必要性の有無に関係するわけではない。

2 2については、債務者が平成15年6月に資本金300万円で設立された有限会社であり資産規模も大きくはないことは認め、その余は否認する。債権者らのもとに発生しているという損害額がそもそも不明であるとともに、「権利者との関係に重大な悪影響」も内容不明である。よって債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避ける必要性が認められないことは明白である。

3 3については、本件サービス差し止めの必要性は否認し、その余は認める。必要性無いことは2のとおりである。

債務者は、本件仮処分申立事件が申立てられたことについて「録画ネット」ウェブページで公告し、不測の事態の可能性を開示し「裁判所がどのような判断をくだすかについては、私どもにはわからないことを申し添えます」と注意を促しているから（乙18・サービス停止仮処分の申立て）、「本件サービスを適法なものと誤解して新規に加入する顧客は現れない。

4 債務者は現在約250台を保管しているに過ぎず、債権者に損害が発生することは無い。

5 一方で債務者は録画ネット事業が唯一の収入源であり同事業のストップは、社員の生活を著しく脅かす。

6 録画ネットサービス中止は、パソコン所有者にも著しい不利益を与えるが、これは回避すべきである。

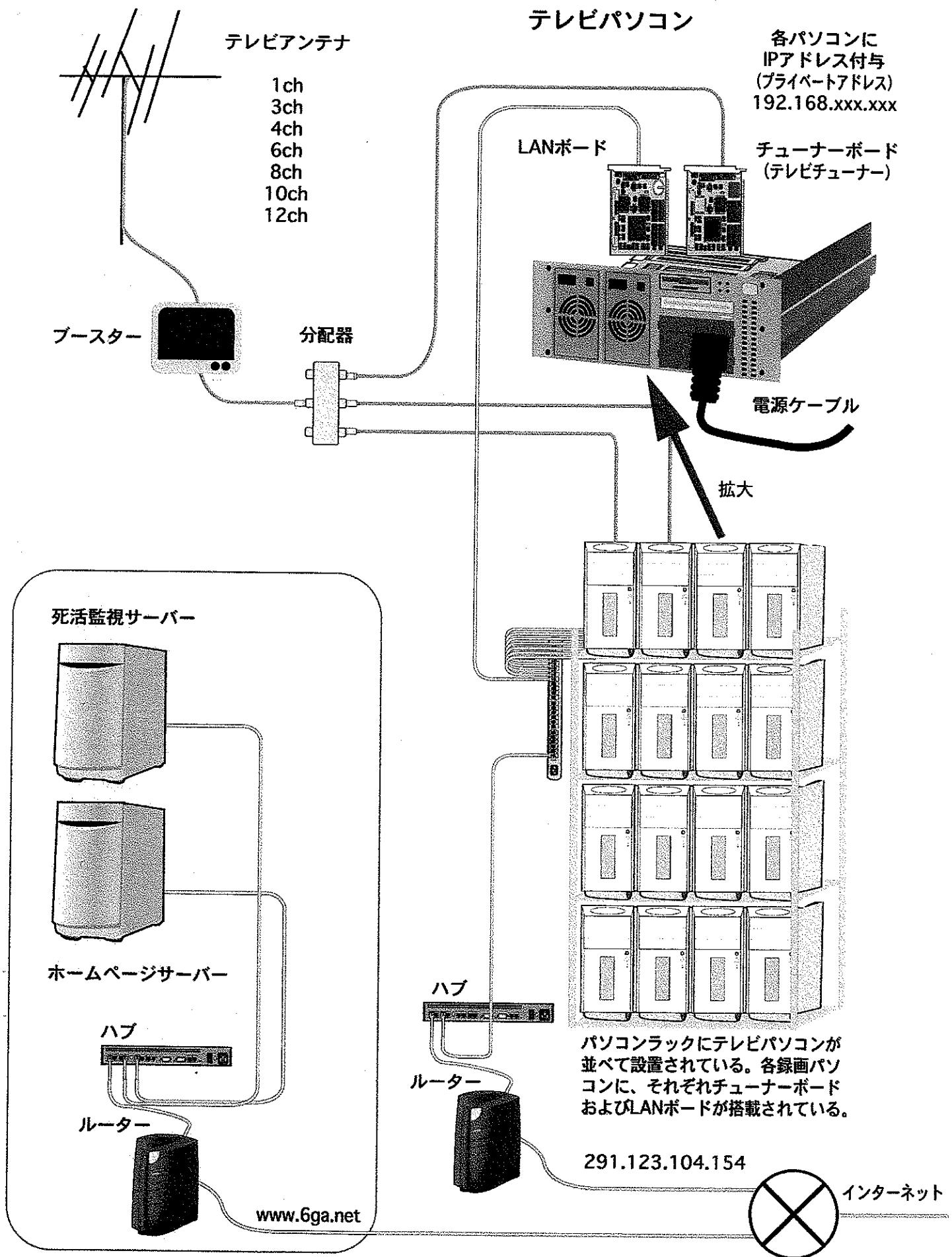
7 債務者は、平成15年秋には、日本放送協会に対して受信料支払いを求めたが、「民放各社から疑義があがっており、NHKも足並みをそろえる」との理由で同支払いは拒絶されている。また、申立書別紙2のウェブページの日付も2003年10月22日前後となっている。また、日本放送協会の法務部の担当者には（田辺氏、梅田弁護士）松戸市所在のパソコン保管場所で、録画ネットの仕組みをすべて開示した（乙19の1～7・電子メール）。

それゆえ、債権者が本案訴訟を提起する時間的余裕は十二分にあった。

# 本件サービスのシステム構成

別紙凡 1

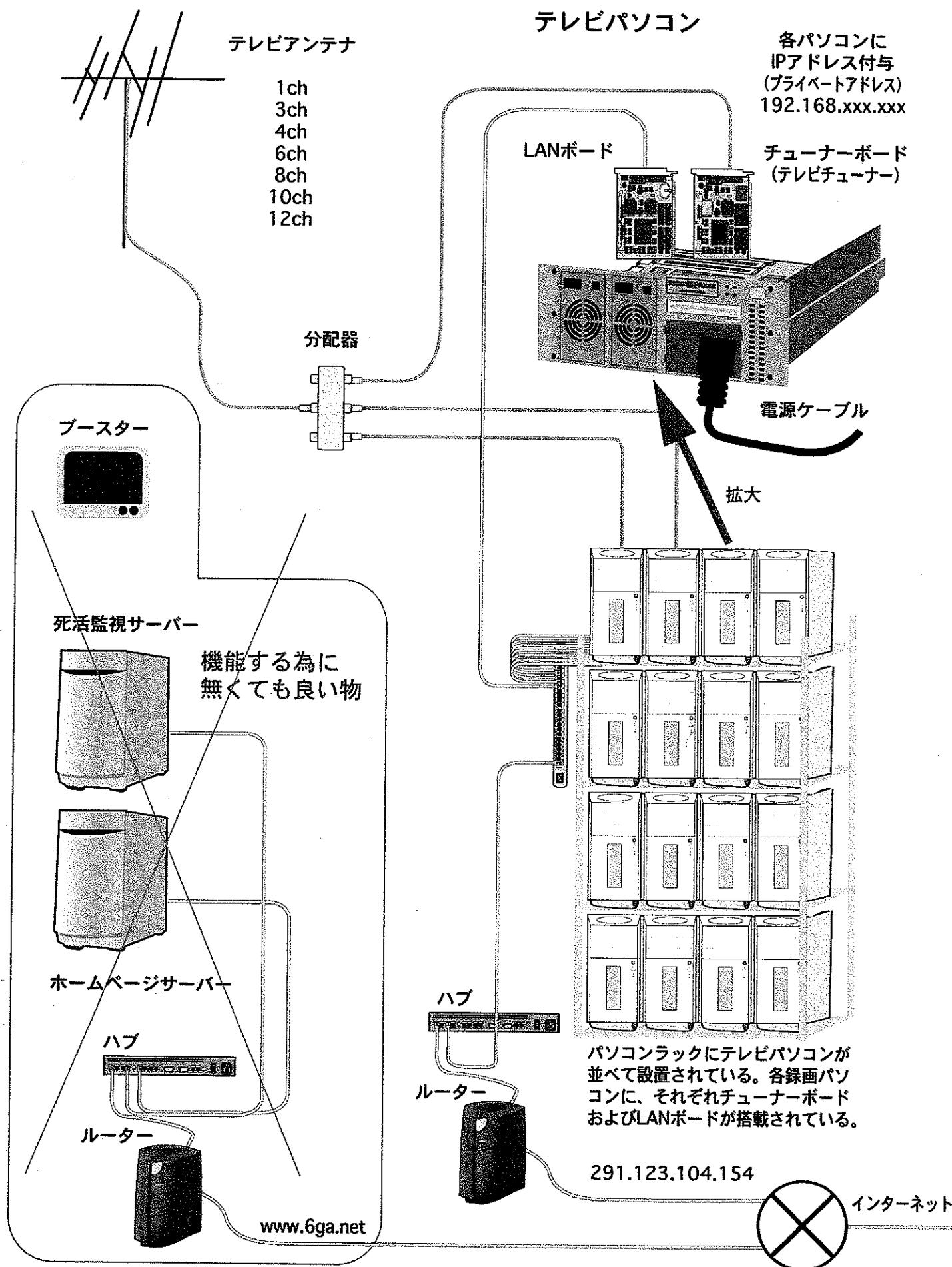
## パソコン機器の配置図



# 本件サービスのシステム構成

別紙2

## パソコン機器の配置図



## 多重ログイン防止機構の仕様

### 1 : 基本コンセプト

- (1) ログイン処理により新たにセッションが開かれる。
- (2) セッションが開かれていらないアクセスは拒否する
- (3) 最新のセッション情報のみ有効

→新たにセッションが開かれると、それ以前に開かれたセッションは無効となる。

- (4) セッションの管理は、
  - ・ ユーザー側 PC の IP アドレスによるアクセス制限
  - ・ ユニークでランダムなセッション ID によるセッションの確認

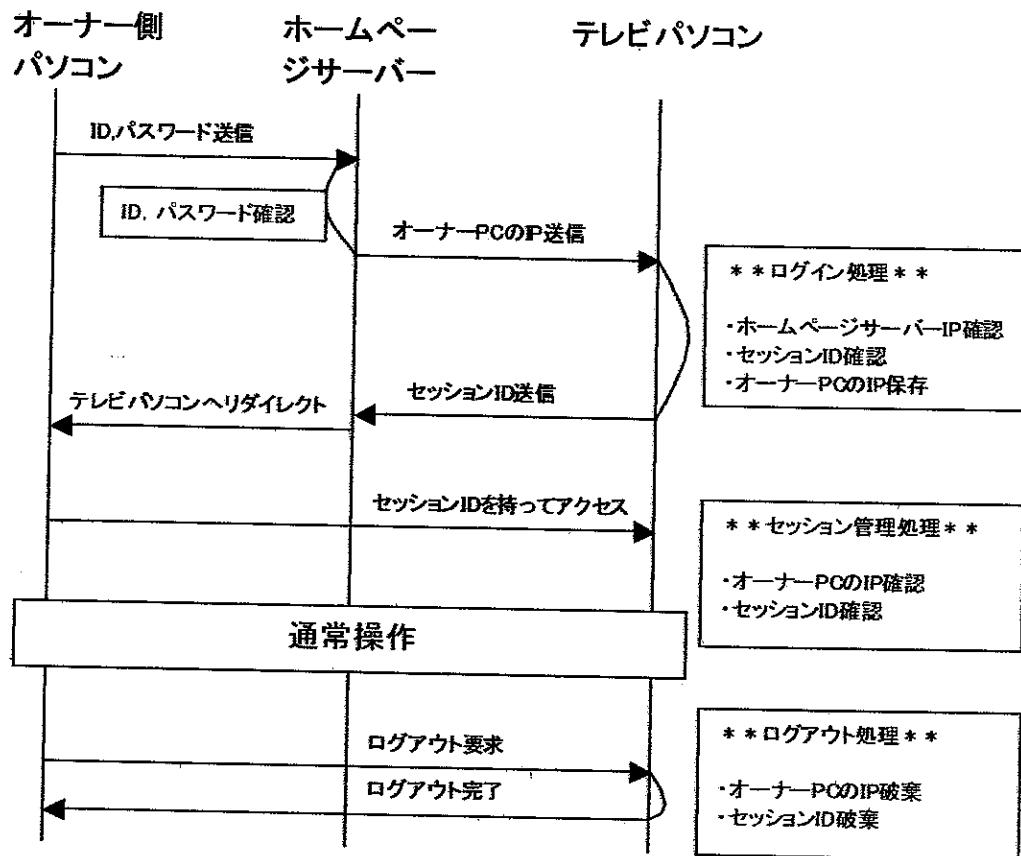
により実現する。

## 2：処理の流れ

### (1) ログインの処理の流れは以下のとおり

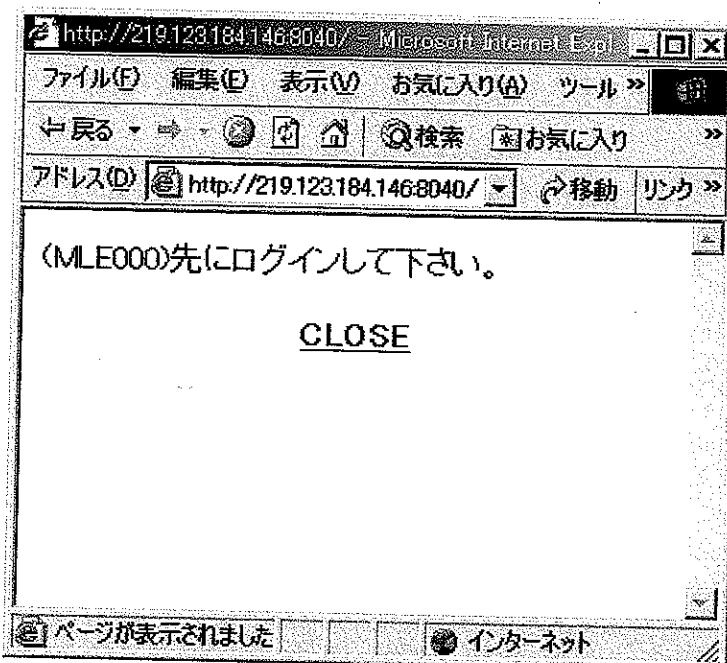
- ① オーナーがホームページサーバーに ID, パスワードを送信する。
- ② ホームページサーバーは、送られてきた ID, パスワードが有効なものであるかどうか確認する
- ③ 送られてきた ID, パスワードが有効であることが確認できたら、ホームページサーバーはオーナーの所有のテレビパソコンにオーナーがアクセスしてきたインターネットの IP アドレスを送信するとともにセッション ID の発行を要求する。
- ④ テレビパソコンはホームページサーバーにセッション ID を送信するとともに、オーナーがアクセスしてきたインターネットの IP アドレスを保存する。発行されるセッション ID は、発行要求ごとユニークでランダムなものを割り当てる。また、このとき、セッション ID の発行を要求してきたマシンが正しいホームページサーバーであるかどうか、IP アドレスを用いて確認する。
- ⑤ セッション ID を受け取ったホームページサーバーは、そのセッション ID を持つてオーナーからの接続をオーナーのテレビパソコンにリダイレクトする。
- ⑥ 以降、オーナーは、セッション ID を持つてテレビパソコン直接アクセスする。
- ⑦ オーナーからのそれぞれのアクセスは、その都度、セッション ID とオーナーのマシンの IP アドレスの確認が行われる。
- ⑧ オーナーがログオフ処理を要求すると、記録してあるオーナーのマシンは、オーナーのマシンの IP アドレスとセッション ID を破棄する。

(2) 处理の流れを以下に図示する。



3 : 不正操作時の実際の画面

(1) ログインを経ないで直接アクセスした場合



(2) 別のログインによりセッションが中断された場合

